

飯綱町景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び飯綱町景観条例（令和3年2月16日飯綱町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び条例において使用する用語の例による。

(面積・高さ等の算定方法)

第3条 この規則において面積、高さ等の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条に規定する方法によるものとする。

(工作物)

第4条 条例第2条第1項第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (2) 自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）の用途に供する施設
- (3) 農産物、飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
- (4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) 電気供給又は電気通信のための施設
- (6) 太陽光発電設備等
- (7) 煙突その他これに類するもの
- (8) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これに類するもの
- (9) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、物見塔、高架水槽その他これらに類するもの
- (10) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、オクトパス、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- (11) 擁壁、垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が景観に及ぼす影響が大きいと認める工作物
(軽微な変更)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項の変更

(行為の届出)

第6条 条例第10条第1項及び第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の(変更)届出書(様式第1号)によるものとする。

2 前項に規定する届出書には別表第1に掲げる図書(前項に規定する届出書を提出する場

合にあっては変更に係るものに限る。)を添付するものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、添付図書を省略し、又は添付図書以外の図書の提出を求めることができる。

(届出を要しない規模等)

第7条 条例第11条第5号の規則で定める規模は、別表第2のとおりとする。

2 条例第11条第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定により届け出て行う行為
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項、第14条第1項、第51条の2第1項、第52条第1項又は第71条の2第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業を施行すること。
- (3) 自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく次に掲げる行為
 - ア 自然公園法第20条第3項又は第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為
 - イ 自然公園法第20条第6項後段若しくは第8項又は同法第21条第6項後段の規定による届出をした行為
 - ウ 自然公園法第68条第1項後段の規定による協議に係る行為又は同条第3項の規定による通知に係る行為
- (4) 長野県自然公園条例(昭和35年長野県条例第22条)第6条の3第3項の規定による認可又は同条例第8条第1項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第20条第1項により届け出て行う行為
- (5) 長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35条)第17条第1項の規定により届け出て行う行為
- (6) 長野県文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第13条第1項(第34条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項(第29条及び第34条において準用する場合を含む。)又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為

(指導及び勧告)

第8条 条例第13条第1項の規定による指導は、届出行為に対する指導書(様式第2号)により行うものとする。

2 条例第14条第1項の規定による勧告は、届出行為に対する勧告書(様式第3号)により行うものとする。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第9条 条例第14条第2項の規定による事実を公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第14条第1項の規定による勧告に従わなかった者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告の対象となった行為、位置及び区域
- (3) 勧告に従わなかった事実

(変更命令)

第10条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、措置命令書（様式第4号）によるものとする。

（期間延長）

第11条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書（様式第5号）によるものとする。

（行為着手制限短縮通知）

第12条 条例第16条の規定による通知は、行為着手制限期間短縮通知書（様式第6号）によるものとする。

（身分証明書）

第13条 法第17条第8項及び第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の証明書は、身分証明書（様式第7号）によるものとする。

（景観重要眺望点及び景観重要眺望路線の指定に関する事項）

第14条 条例第25条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の良好な景観を眺望できる場所であること。
- （2）公衆が容易に立ち入ることができる場所にあること。

2 条例第25条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）指定番号及び指定（指定の解除又は変更する場合にあっては解除又は変更）の年月日
 - （2）景観重要眺望点又は景観重要眺望路線の名称
 - （3）景観重要眺望点又は景観重要眺望路線の所在地（起終点）及び範囲（区間）
 - （4）景観重要眺望点又は景観重要眺望路線の所有者及び管理者の氏名及び住所
 - （5）景観重要眺望点又は景観重要眺望路線から望む景観（視対象）の特徴
- （景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の通知）

第15条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定書（様式第8号）によるものとする。

2 法第30条の規定による通知は、景観重要樹木指定書（様式第9号）によるものとする。

（原状回復命令等）

第16条 法第23条第1項及び第32条第1項の規定による命令は、景観重要建造物等原状回復等命令書（様式第10号）によるものとする。

2 法第26条及び第34条の規定による命令及び勧告は、景観重要建造物等管理に関する命令書（様式第11号）及び景観重要建造物等管理に関する勧告書（様式第12号）により行うものとする。

（指定解除の通知）

第17条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項及び法第35条第3項において準用する法第30条第1項の通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（様式第13号）によるものとする。

(景観重要建造物等を表示する標識)

第18条 法第21条第2項、第30条第2項及び条例第25条第4項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要眺望点又は景観重要眺望路線の名称
- (3) 指定年月日

2 前項の標識の設置場所は、その建造物、樹木、眺望点又は眺望路線の所有者及び管理者と協議の上、決定するものとする。

(現状変更行為の申請及び許可の可否の通知)

第19条 省令第9条第1項及び第14条第1項の規定による申請書は、景観重要建造物等現状変更行為許可申請書(様式第14号)によるものとする。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、遅滞なく、その許可の可否を決定し、現状変更決定通知書(様式第15号)により通知するものとする。

(所有者の変更)

第20条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届(様式第16号)によるものとする。

(景観づくり住民協定の認定)

第21条 条例第26条第1項の規定による景観づくり住民協定(以下「住民協定」という。)の認定は、次に掲げる事項全てに該当するものについて行うものとする。

- (1) 良好な景観づくりに関する事項のうち、当該住民協定区域内における景観づくりに必要な事項
 - ア 建築物や工作物などの位置、規模、デザイン、色彩、素材等に関すること。
 - イ 屋外広告物の位置、規模、色彩、素材等に関すること。
 - ウ 自動販売機の設置に関すること。
 - エ 公園や広場の整備や美化清掃等に関すること。
 - オ 敷地や沿道の緑化や、樹木の保存等に関すること。
 - カ 農地や山林、樹林地、草地等の保全や管理、利用に関すること。
 - キ その他景観づくりに関すること。
- (2) 住民協定の有効期間が原則として5年以上であること。
- (3) 住民協定の区域内の町民等のおおむね3分の2以上の合意によるものであること。

2 町長は、住民協定の認定をしたときは、景観づくり住民協定認定書(様式第17号)を交付するものとする。

(景観づくり住民協定の申請等)

第22条 条例第26条第2項の規定による申請は、景観づくり住民協定認定申請書(様式第18号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 協定書の写し
- (2) 住民協定の区域を示す図面

- (3) 協定を締結した者の全員の合意であることを証する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書
- 2 町長は、景観づくり住民協定認定申請書の提出があったときは、その内容を審査して、認定の可否を決定し、その旨を景観づくり住民協定決定通知書（様式第19号）により通知するものとする。

（住民協定の変更及び廃止の届出）

第23条 認定された住民協定の代表者は、当該住民協定の内容若しくは区域に変更が生じたとき又は住民協定が廃止されたときは、景観づくり住民協定変更等届（様式第20号）を町長に提出しなければならない。

（景観づくり団体の認定）

第24条 条例第27条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の活動が景観づくりに有効であると認められること。
 - (2) 活動区域内の町民の多数により組織されていると認められていること。
- 2 町長は、景観づくり団体の認定をしたときは、景観づくり団体認定書（様式第21号）を交付するものとする。

（景観づくり団体の申請等）

第25条 条例第27条第2項の規定による申請は、景観づくり団体認定申請書（様式第22号）によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 規約
 - (2) 役員区分
 - (3) 構成員の氏名及び住所
 - (4) その他町長が必要と認める事項
- 2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- (1) 名称
 - (2) 設立目的
 - (3) 活動区域
 - (4) 活動内容
 - (5) 構成員の範囲に関する事項
 - (6) 役員に関する事項
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) 経費及び会計に関する事項
 - (9) 規約の変更に関する事項

3 町長は、景観づくり団体認定申請書の提出があったときは、その内容を審査して、認定の可否を決定し、その旨を景観づくり団体協定決定通知書（様式第23号）により通知するものとする。

（景観づくり団体の変更及び廃止の届出）

第26条 景観づくり団体として認定された団体の代表者は、規約、役員区分若しくは構成

員の氏名若しくは住所に変更が生じたとき又は当該団体が解散するときは、景観づくり団体変更等届（様式第24号）を町長に提出しなければならない。

（景観アドバイザー）

第27条 条例第31条の景観アドバイザーは、景観づくりに関し、都市計画、建築、造園、土木、造形又は色彩における専門知識を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 景観アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 景観アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（補則）

第28条 この規則に定めるものほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

行為の種類	図書	
	種類	図書に明示する事項等
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置図（縮尺2,500分の1以上）	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	配置図（縮尺100分の1以上）	方位、敷地境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽計画
	立面図（縮尺50分の1以上）	彩色が施された2面以上の図面（正面、側面等）、主要部分の仕上材及び色彩、開口部、附属設備、軒等の位置及び形状
	現況写真	行為を行う土地及び周辺の状況を示すカラー写真（2方向以上から撮影したものとし、各撮影方向を配置図に示すこと。）
	景観予想図	町長が指示する地点から、建築等をしようとする建築物又は建設等をしようとする工作物の敷地の方向に向かっ

		て、その敷地及びその周辺の状況を撮影した写真等にその建築物又は工作物の透視図を合成し、その地点からの将来の景観を予想した図面
開発行為等（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）	位置図（縮尺2,500分の1以上）	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	現況図	方位、行為の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模、植栽計画（都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第16条第5項の規定に準じて作成すること。）
	土地利用計画図	
	造成計画平面図	
	造成計画断面図	
	擁壁の断面図	
現況写真	行為を行う土地及び周辺の状況を示すカラー写真（2方向以上から撮影したものとし、各撮影方向を平面図に示すこと。）	
開発行為等のうち土石の採取又は鉱物の掘採	位置図（縮尺2,500分の1以上）	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	設計図又は施工方法を明らかにする図面（縮尺200分の1以上）	方位及び行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模、植栽計画（採石法（昭和25年法律第291号）による許可申請の添付図書に準じて作成すること。）
	現況写真	行為を行う土地及び周辺の状況を示すカラー写真（2方向以上から撮影したものとし、各撮影方向を設計図に示すこと。）
政令第4条第4号に規定する屋外に	位置図（縮尺2,500分の1以上）	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物

おける土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	設計図又は施工方法を明らかにする図面（縮尺200分の1以上）	方位、境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、集積又は貯蔵する位置、面積及び高さ、遮蔽物の位置、種類、構造及び規模
	現況写真	行為を行う土地及び周辺の状況を示すカラー写真（2方向以上から撮影したものとし、各撮影方向を設計図に示すこと。）

別表第2（第7条関係）

行為の種類	規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ10m以下であり、かつ建築面積1,000㎡以下であるもの
建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更	変更面積400㎡以下であるもの
プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類及び処理施設類の新設、増設、改築又は移転	高さ10m以下であり、かつ築造面積1,000㎡以下であるもの
電気供給等施設等の新設、増設、改築又は移転	高さ20m以下であるもの
太陽光等発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの、以下「野立ての太陽光発電施設」）の建設等	まちなかエリア及び田園・里山エリアにあつては、太陽電池モジュールの築造面積の合計が50㎡（おおむね10kW相当）以下であるもの 高原・保養エリアにあつては、太陽電池モジュールの築造面積の合計が10㎡以下であるもの
プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類、電気供給等施設等以外の工作物の新設、増設、改築又は移転	高さ10m以下であるもの
建築物又は工作物の建設等の行為で特定外観意匠（公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が30	表示面積が25㎡以下であるもの

日以下のものを除く)) のあるもの	
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000㎡以下であり、かつ、生じる法面・擁壁の高さ3m以下又は長さ30m以下であるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の高さ3m以下であり、かつ、面積1,000㎡以下であるもの

様式第1号（第6条関係）

景観計画区域内における行為の（変更）届出書

年 月 日

飯網町長

様

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

次のとおり行為を行いたいので届け出ます。

- 1 行為の場所 飯網町 番地 外 筆

- 2 エリア区分（いずれかに○を付けてください。）
 - (1) まちなかエリア
 - (2) 田園・里山エリア
 - (3) 高原・保養エリア

- 3 敷地面積 m^2 用途

- 4 行為の種類（いずれかに○を付けてください。）
 - (1) 建築物の建築等 新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
 - (2) 工作物の建設等 新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
 - (3) 土地の形質変更 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の発掘、その他土地形状の変更
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

- 5 行為予定 着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

6 設計又は施行方法（変更する全ての番号に○を付け、その番号の表に変更後のものを記入してください。）

(1) 行為の種類

建築物の建築等

	届出部分	既存部分	合計
敷地面積			m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
延床面積	m ²	m ²	m ²
最高の高さ	m	m	
外観変更面積	m ²		
構造	造 階建て		
仕上材料	屋根 外壁		
色彩 (マンセル値)	屋根色		
	外壁色		
	強調色		
	強調色を使用する面の立面積		m ²
	強調色の使用面積		m ²
屋外に設置する 設備	設置場所	垣又は柵の 構造及び高さ	m
	種類	壁面後退距離	道路から m
	高さ m		農地から m
	遮蔽方法		隣地から m

工作物の建設等

高さ	m	長さ	m
築造面積	m ²	外観変更面積	m ²
構造			
仕上材料			
色彩			

土地の形質変更

目的		
規模	面積	m ²
	法面又は擁壁の 高さ及び長さ	高さ
		長さ

屋外における物件の堆積

目的		
規模	面積	m ²
	高さ	m
遮蔽方法	構造	m
	高さ	

(2) 変更の概要(変更届出の場合のみ記入)
(前回の適合通知番号 第 号)

(3) 設計者

住所

氏名

電話番号

(4) 良好な景観形成のために特に配慮した事項

(備考)

- 1 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。
- 2 色彩については、日本工業規格Z 8721(マンセル表色系)に規定された色相、明度及び彩度の値を記入してください。

様式第2号（第8条第1項関係）

届出行為に対する指導書

年 月 日

様

飯網町長

印

年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、飯網町景観条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指導します。

記

1 届出のあった行為

行為の種類

行為の場所

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 報告期限 年 月 日

様式第3号（第8条第2項関係）

届出行為に対する勧告書

年 月 日

住所

氏名

様

飯網町長

印

年 月 日付で届出のあった行為について、景観法第16条第3項及び飯網町景観条例第14条第1項の規定に基づき、必要な措置を講じるよう下記のとおり勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、飯網町景観条例第14条第2項の規定により、事実公表する場合があります。

行為の場所	飯網町			
	まちなかエリア 田園・里山エリア 高原・保養エリア			
行為の種類	1 建築物	用途（ ）新築・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更） 特定外観意匠		
	2 工作物	用途（ ）新築・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更） 特定外観意匠		
	3 開発行為	用途（ ）		
	4 土地の形質の変更、土石の採取又は鉱物の掘採	用途（ ）		
	5 木竹の伐採			
	6 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	種類（ ）		
	7 水面の埋立て又は干拓			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
勧告事項				
変更届出書の提出期限	年 月 日			

措置命令書

様

次のとおり措置を実施することを命じます。

年 月 日

飯網町長



1 命令の件名

2 命令の理由

3 措置の内容

4 措置完了の期限 年 月 日

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
 - 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

期間延長通知書

様

次のとおり行為の着手の制限の期間を延長したので、通知します。

年 月 日

飯網町長

印

1 行為者

住所

氏名

2 行為の場所 飯網町

番地 外

筆

3 行為の種類

4 行為予定 着手日 年 月 日

完了日 年 月 日

5 延長する期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 延長する理由

7 この通知の内容に関する照会先

行為着手制限期間短縮通知書

様

飯網町長

印

年 月 日付けで提出のあった行為については、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められますので、飯網町景観条例第16条の規定により通知します。

なお、景観法第18条第2項の規定により、行為着手制限を解除します。

行為の場所	飯網町
行為の種類	
その他	

様式第7号（第13条関係）

（表）

第 号	身分証明書
写 真	職 名 氏 名 生年月日 年 月 日生
景観法に基づき立入検査及び立入調査を行う者であることを証明する。	
交付年月日 年 月 日	飯網町長 印

（裏）

1 この証明書は、立入検査及び立入調査を行う場合に提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書は、立入検査及び立入調査の資格を喪失した場合は、直ちに返納しなければならない。

景観重要建造物指定書

様

次の建造物を景観重要建造物に指定したので、通知します。

年 月 日

飯網町長



1 景観重要建造物の名称

2 景観重要建造物の所在地 飯網町 番地 外 筆

3 景観重要建造物の所有者

住所

氏名

4 建造物の概況

建築年	建築面積	延べ面積	構造
	m ²	m ²	造 建て
外観の特徴			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	(別添範囲図)		

景観重要樹木指定書

様

次の樹木を景観重要樹木に指定したので、通知します。

年 月 日

飯網町長



1 景観重要樹木

名称

樹種

2 景観重要樹木の所在地 飯網町

番地 外

筆

3 景観重要樹木の所有者

住所

氏名

4 樹容の特徴

景観重要建造物等原状回復等命令書

様

飯網町長

印

あなたが行った行為は、景観法第22条第1項の規定又は同条第3項及び第31条第1項の規定又は同条第2項の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第1項又は第32条第1項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置を講ずることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条第7項の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

建造物の名称又は樹木の種類 及び指定番号	第 号
命令理由	
講ずるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

(教示)

- この処分不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
 - この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は、町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

景観重要建造物等管理に関する命令書

様

飯網町長

印

あなたが所有又は管理する景観重要建造物等は管理が適当でないため滅失し、若しくは毀損又は故死するおそれがあると認められるため、景観法第26条及び第34条の規定により、下記の措置を講ずることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

建造物の名称又は樹木の種類 及び指定番号	第 号
命令理由	
講ずるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

(教示)

- この処分不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
 - この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

景観重要建造物等管理に関する勧告書

様

飯網町長

印

あなたが所有又は管理する景観重要建造物等は管理が適当でないため滅失し、若しくは毀損又は故死するおそれがあると認められるため、景観法第26条及び第34条の規定により、下記の措置を講ずることを命じます。

建造物の名称又は樹木の種類 及び指定番号	第 号
命令理由	
講ずるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

景観重要建造物等指定解除通知書

様

飯網町長



景観法第27条及び第35条の規定により下記の景観重要建造物等の指定を解除したので、同法第27条第3項及び第35条第3項において準用する同法第21条第1項及び第30条第1項の規定により通知します。

指定番号・指定年月日	第 号 ・ 年 月 日
建造物の名称又は樹木の種類	
建造物又は樹木の所在地	
建造物又は樹木の所有者の住所及び指名	
指定の解除年月日	年 月 日
解除の理由	

様式第14号 (第19条第1項関係)

景観重要建造物等現状変更行為許可申請書

年 月 日

飯網町長 様

提出者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

次のとおり現状変更の行為を行いたいのので許可してください。

1 名称

2 指定番号 第 号

3 指定年月日 年 月 日

4 所在地 飯網町 番地 外 筆

5 行為を行う理由

6 行為着手予定日 年 月 日

7 行為完了予定日 年 月 日

8 行為の種類 (いずれかに○を付けてください。)

(1) 建造物 増築 改築 移転 除却 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)

(2) 樹木 伐採 移植

9 設計又は施行方法

10 設計者の連絡先

住所

氏名

電話番号

現状変更決定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった、景観重要建造物等の現状変更について、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

飯網町長



- 1 申請のとおり現況変更を許可します。
- 2 次の理由により現状変更を許可できません。

理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
 - 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号 (第20条関係)

景観重要建造物等所有者変更届

年 月 日

飯網町長 様

提出者 (変更後の所有者)

住所

氏名

電話番号

次のとおり所有者が変更となったので、届け出ます。

1 名称

2 指定番号 第 号

3 指定年月日 年 月 日

4 所在地 飯網町 番地 外 筆

5 変更前の所有者の住所及び氏名

住所

氏名

6 変更年月日 年 月 日

7 変更の理由

景観づくり住民協定認定書

様

次のとおり地域の景観づくりに資する景観づくり住民協定であることを認定する。
この認定書の有効期間は、認定の日から 年 月 日までとする。

年 月 日

飯綱町長



- 1 協定の名称
- 2 協定に係る区域
- 3 協定者数

様式第18号 (第22条第1項関係)

景観づくり住民協定認定申請書

年 月 日

飯網町長 様

団体の所在地

団体の名称

代表者の住所

代表者氏名

電話番号

次の協定について、景観づくり住民協定として認定を受けたいので申請します。

1 協定の名称

2 協定に係る区域(地名)

3 協定の主な内容

4 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 協定者数

6 区域内の住民等の数

(添付書類)

- 1 住民協定に係る協定書の写し
- 2 住民協定の区域を示す図面

景観づくり住民協定決定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった、協定について、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

飯網町長



- 1 別添、景観づくり住民協定認定書のとおり認定します。

- 2 次の理由により景観づくり住民協定として認定しません。

理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
 - 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

飯網町長 様

団体の所在地

団体の名称

代表者の住所

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け認定第 号で認定された景観づくり住民協定について、次のとおり（変更・廃止）したので届け出ます。

1 次のように変更しました。

（1）変更した日 年 月 日

（2）変更した事項

変更前

変更後

（3）変更の内容

2 住民協定を廃止しました。

（1）廃止した日 年 月 日

（2）廃止した理由

（備考） 廃止した場合は、交付されている景観づくり住民協定認定書を返納してください。

景観づくり団体認定書

様

次のとおり地域の景観づくりに資する景観づくり団体であることを認定します。

年 月 日

飯網町長



- 1 団体の名称
- 2 主たる活動区域
- 3 主たる活動内容
- 4 構成員数

様式第22号 (第25条第1項関係)

景観づくり団体認定申請書

年 月 日

飯網町長 様

団体の所在地

団体の名称

代表者の住所

代表者氏名

電話番号

次の団体について、景観づくり団体として認定を受けたいので、申請します。

1 団体の名称

2 団体の設立年月日 年 月 日

3 主な活動区域

4 主な活動内容

5 団体の構成員数

(添付書類)

1 規約

2 役員の区分

3 構成員の氏名及び住所

4 その他町長が必要と認める事項

景観づくり団体協定決定通知書

様

年 月 日付けで申請を受けた団体について、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

飯網町長



- 1 別添、景観づくり団体認定書のとおり認定します。
- 2 次の理由により景観づくり団体として認定しません。

理 由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
 - 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。